

事業復活支援金（申請期限5/31）

【対象者】 新型コロナウイルスの影響で、昨年 11 月から今年 3 月までのいずれかの月の売上高が
 ①2018 年 11 月～2019 年 3 月、②2019 年 11 月～2020 年 3 月、③2020 年 11 月～2021 年 3 月の
 いずれかの期間の同じ月と比べて 30%以上減少した、すべての事業者（飲食店も含む）
 ※白色申告又は青色申告で決算書に月別売上を記入していない場合は、2018 年～2021
 年のいずれかの年間売上高を 12 で割った、月平均の売上高と比べ減少要件を判定

給付上限額		法人		
売上減少率	個人事業者	年間売上	年間売上	年間売上
		1億円以下	1億円超～ 5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

【給付額】
 ※上限です

（申請までの手順）

※昨年、一時支援金や月次支援金を申請していない方 → 右の【ステップ1】 から開始
 ※昨年に一時支援金や月次支援金を申請された方 → 右の【ステップ3】 から開始

事業復活支援金について相談される場合は、下記表を必ずご記入し、ご持参ください

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	月平均売上(合計÷12)
2018年														
2019年														
2020年														
2021年														
2022年														

【ステップ1】 事前確認を受けるための必要書類の確認と予約

●パソコン又はスマホで申請 ID の取得（やり方は民商が教えます）

●登録確認機関へ事業実態の事前確認の予約電話（登録確認機関とは、商工会、銀行、信用
 金庫、税理士事務所などが該当します） ●事前確認に必要な書類の確認

（持ち物）○スマホなどWEB申請に使用する機材 ○確定申告書の控え ※2019 年（令和 1 年）
 と 2020 年（令和 2 年） ○2018 年 11 月～現在までの売上台帳、請求書、領収書 ○2018 年 11 月
 以降のすべての事業の取引を記録している通帳 ○宣誓・同意書 ※民商にあります

【ステップ2】 登録確認機関で事前確認を受ける

●登録確認機関に向くなどして事前確認を受ける

【ステップ3】 パソコンまたはスマホを使い申請

（持ち物）○確定申告書の控え ※2018 年、2019 年、2020 年 ○2021 年 11 月～2022 年 3 月までの
 売上帳、○本人確認書類 ※法人の場合は履歴事項全部証明書 ○支援金を振り込んでもらう通帳
 ○宣誓同意書 ※（注意）一時支援金または月次支援金を受けなかった方は、追加資料として、○売上
 減少の対象とした月を含んだ年の各月の売上帳、○売上減少の対象とした月の請求書及び領収書、
 ○売上減少の対象とした月の仕事に係る取引が載っている通帳も必要となります